

第10回あん摩マッサージ指圧師、はり師、
きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する
検討会

資料 2

令和6年5月20日

施術所の名称「整骨院」について

厚生労働省医政局医事課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

(1) 第9回検討会 (R5.2.13) における構成員の主なご意見

施術所の名称「整骨院」について

- 整骨院は駄目だということではなくて、これまでの看板を掲げている人は、相当の割合でいるので、その看板は継続させてほしい。
- 整骨院という名称が非常に多いのは確かなことであり、地域に密着とした形のところがほとんどなので、急に全部、整骨院に替えるというのは、ちょっと厳しい。
- 看板を変えるということは、相当負担がかかる。また、是正するまでの期間についても十分考慮してほしい。
- 法令どおりである接骨で行くのが当然だろうと思うが、施術所の移転と、掛け替えと、名称変更の届け出についてというところの猶予というのは、ある程度期間を設けたほうがいい。
- 早急にガイドラインを作成して、今後それは認められないのだということをきちんと周知することが大切ではないか。
- あまり早急な猶予の期間というのは、避けたほうがいい。廃業するまで待つというのも、1つの考え方。
- 廃業するまで待つかという形にすれば、あまり抵抗もなく、皆さん、事務局案に沿って動くのではないか。
- 新規は接骨院としておきながら、一旦認めたところは、20年、30年ということだと、ちょっと示しもつかないので、経済的な負担もかかると思うが、少なくとも、例えば10年以内にはというような期限は切ったほうがいい。
- 保健所等の対応の不便があったとしても、法律を遵守されていなかったということは、非常に残念で、柔整師の責任は重い。
- 当面の間の猶予は理解せざるを得ないが、国家資格者としての矜持を見せ、自ら名称、看板を正す、そういった努力を業界には見せてほしい。
- 新規は、これからは、時代の流れとして整骨と見分けがつかないのは事実だと思うので、接骨のほうに変えていくのは当然では。

- ◆ 以下の方向性について、異論は出なかった（ただし、猶予期間の考え方は引き続き検討とされた）
 - ・ 新規の「整骨院」を不可とすること
 - ・ 既存の「整骨院」は施術所の移転や看板の掛け替え等を行わない限り当面の間猶予すること

(2) 日本柔道整復師会からのご意見

日本柔道整復師会からの要望（概要）

- ▶ これまで「整骨院」は告示には規定されていないことは承知していたが、「整骨院」での名称の届出が認められてきたことから、当会として告示には規定がなく、本来、使用できない名称であることを柔道整復師に周知してこなかったこと、また、開設の届出で認められてきたことに甘え「整骨院」を告示へ追加するよう厚生労働省に働きかけするなど「整骨院」の名称に関して考え方を明確にしてこなかったことに対する責任があると考えている。
- ▶ 会員の施術所の名称は、北海道、大阪府、福岡県では95%が「整骨院」であり、さらに、会員全体でみると15,460施術所のうち6,631施術所（42.9%）が「整骨院」である。そして「整骨院」で受理された期間が相当経過している中で、これまで「整骨院」の名称であることをもって、国民が大きな不利益を被るような問題が生じてはいないと考えている。
- ▶ そもそも「接骨院」、「整骨院」が何をするとところなのかがわからないという声をよく聞くが、これまで「整骨院」という名称で国民に不利益となる重大な問題が発生していれば、現在の取扱いが継続されているはずはなく、既に「整骨院」を認めないという指導がされているものと考ええる。
- ▶ 柔整業界として「接骨院」「整骨院」について積極的に情報発信し、国民に理解いただくよう努めていくので、今一度「整骨院」について議論いただきたい。

論点

- ✓ 日本柔道整復師会からのご意見も踏まえて、改めて「**整骨院**」をどのように取り扱うか。

参考資料



2. 施術所の名称「整骨院」について

(1) 柔道整復師が届け出る施術所の名称として「整骨院」を用いることに関する前回の検討会（第8回）における主なご意見

- 「整骨院」という名称は一度も法律の中に出てきていないのだとしたら、この際、「接骨院」であるということに統一する必要があるのではないか。
- 「整骨院」という名称に反対である。国民が理解しにくく、整形等と紛らわしい。
- 現状では、「整骨院」という届出をされた場合に、受理をしているが、届出制だからそのまま受理せざるを得ないのか。あるいは本来指導すべきだったのか。広告不可とされているような文言の届け出があった場合には受理しないとか、保健所の権限機能強化をお願いしたい。
- 「整骨院」を外した形の事務局案に賛成である。
- 「整骨院」に関して、国家資格外の医業類似行為対策がしっかりすれば、業界としては、例えば新規開業者についてはやむを得ない。
- 調査の結果、「整骨院」の届出と「接骨院」の届出数が均衡しているのを考慮して欲しい。「整骨院」での届出を受け取っていて、今になって、これは全く認めていないのだというのはおかしい。

論点

- ✓ 柔道整復師の開設する施術所は名称を「整骨院」とすることを不可としてはどうか。

2. 施術所の名称「整骨院」について

(2) 既存の施術所の名称是正に関する前回の検討会（第8回）における主なご意見

- 業界としては、無資格者対策をしっかりとるのであれば、新規開業者については、新規では整骨院不可とすることはやむを得ない。「接骨院」でよい。
- 引っ越した場合、名称変更の届出をする場合については、看板の掛け替えするタイミングで名称をガイドラインに準拠すべき。



論点

- ✓ 開設届出済みの施術所については、**施術所の移転、看板の掛け替え及び名称の届出事項に変更を行わない限り、当面の間の猶予を認める**こととしてはどうか。（あはき施術所も同様の扱いとする）

① ガイドラインで不可となる名称（例：「整骨院」）で開設届が出ている施術所は、

- ・ 施術所が移転した時（同時に名称変更の届出も行うよう求める）
- ・ 看板の掛け替え時（ ” ” ）
- ・ 名称変更の届出をする時（同時に看板の名称も是正するよう求める）

に名称の是正を求める。

② 開設届の名称と看板の名称が異なる場合（例：「接骨院」で開設届が出ているが、看板では「整骨院」となっている場合）は速やかな是正を求める。

2. 広告可能事項の広告可能な範囲について（法律に定める事項）

【ガイドライン】

第8回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会

資料1

令和元年11月14日

（広告不可）

ア 「医療」と誤解するおそれがあるものを含んでいる名称

〇〇診療所、〇〇治療所、〇〇療院、〇〇はり科療院、〇〇治療院、
メディカル、クリニック、リハビリ、ドック 等

イ 施術所名だけでは何を行っているか不明な名称

〇〇堂、〇〇館、〇〇道場、〇〇センター、〇〇ステーション 等

ウ あはき、柔整以外の施術所と紛らわしい名称

カイロプラクティック、整体院、リラクゼーション、リフレクソロジー、〇〇矯正 等

エ 対象者を限定するもの

〇〇女性専門療院、〇〇レディース、交通事故専門、むちうち専門 等

オ 施術内容・技能・方法を含んでいる名称

東洋医学、中国鍼灸、漢方、気功 等

カ その他施術所と分かりにくい名称

もみ、サロン、ほぐし処、研究所 等

キ 「整骨院」の名称（柔整師の場合）

【論点】柔道整復の
施術所の名称として
適切かどうか

【論点】「整骨院」の名称の是非について

第8回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会

資料1

令和元年11月14日

(一部改変)

＜柔道整復師法第24条第1項第4号の規定に基づく広告し得る事項の変遷＞

平成28年（告示第70号）

1. ほねつぎ（又は接骨）

2. 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨

3. 医療保険療養費支給申請ができる旨

（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）

4. 予約に基づく施術の実施

5. 休日又は夜間における施術の実施

6. 出張による施術の実施

7. 駐車設備に関する事項

○ 新たに「柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨」が追加され、現在に至る。

平成11年（告示第70号）

1. ほねつぎ（又は接骨）

2. 医療保険療養費支給申請ができる旨

（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）

3. 予約に基づく施術の実施

4. 休日又は夜間における施術の実施

5. 出張による施術の実施

6. 駐車設備に関する事項

○ 項目2から6の事項が追加され、
広告制限が一部緩和された。

昭和47年（告示第245号）

ほねつぎ（又は接骨）

○ 広告し得る事項に「接骨」が加えられた。

「**整骨**」は、告示に規定されていない事項である

昭和45年（告示第245号）

ほねつぎ

○ 当時、大臣が指定する事項は「ほねつぎ」のみであった。